

2024年度 一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
定時総会次第

日 時 : 2024年6月29日(土) 14:00~16:00
場 所 : 大阪府看護協会ナーシングアート大阪 レモンホール

1. 開会の辞
会長挨拶
来賓祝辞
2. 議長及び議事録署名人選出
3. 審議事項
第1号議案 2023年度決算報告(案)
第2号議案 役員変更(案)
4. 報告事項
報告1 2023年度事業報告
報告2 2024年度事業計画
報告3 2024年度収支予算
5. 新役員紹介
退任役員紹介
退任役員挨拶
6. 閉会の辞

2023年度決算報告（案）

1. 貸借対照表
2024年3月31日現在

（単位:円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	96,453,262	84,383,645	12,069,617
未収金	5,896,055	1,530,994	4,365,061
前払費用	1,182,720	308,000	874,720
仮払金	0	69,304	△ 69,304
流動資産合計	103,532,037	86,291,943	17,240,094
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
電話加入権	75,600	75,600	0
敷金	400,000	400,000	0
長期前払費用	40,000	60,000	△ 20,000
その他固定資産合計	515,600	535,600	△ 20,000
固定資産合計	515,600	535,600	△ 20,000
資産合計	104,047,637	86,827,543	17,220,094
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,073,339	14,092,229	△ 4,018,890
前受会費	9,232,000	8,412,000	820,000
大阪府基金事業預り金	33,809,000	23,085,000	10,724,000
預り金	0	0	0
流動負債合計	53,114,339	45,589,229	7,525,110
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	53,114,339	45,589,229	7,525,110
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産	50,933,298	41,238,314	9,694,984
(1) 代替基金	0		
(2) その他一般正味財産	0		
正味財産合計	50,933,298	41,238,314	9,694,984
負債及び正味財産合計	104,047,637	86,827,543	17,220,094

2. 正味財産増減計算書
2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受取入会金	(2,060,000)	(2,240,000)	(△ 180,000)
受取会費等	(20,760,000)	(19,756,000)	(1,004,000)
正会員受取会費	20,660,000	19,620,000	1,040,000
賛助会員受取会費	100,000	136,000	△ 36,000
事業収益	(15,127,102)	(42,039,277)	(△ 26,912,175)
受取補助金等	(58,449,000)	(48,198,000)	(10,251,000)
受取地方公共団体補助金	57,449,000	47,198,000	10,251,000
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000	0
雑収益	(497,249)	(739,856)	(△ 242,607)
受取利息	576	564	12
雑収益	496,673	739,292	△ 242,619
経常収益計	96,893,351	112,973,133	△ 16,079,782
(2)経常費用			
事業費	(77,100,999)	(87,054,115)	(△ 9,953,116)
給料手当	28,288,906	33,361,464	△ 5,072,558
法定福利費	4,652,712	4,986,699	△ 333,987
旅費交通費	2,330,695	2,316,080	14,615
通信運搬費	2,930,441	3,387,735	△ 457,294
消耗品費	2,437,751	6,293,484	△ 3,855,733
印刷製本費	2,790,146	3,368,541	△ 578,395
図書新聞費	9,636	202,154	△ 192,518
研修費	23,500	30,000	△ 6,500
水道光熱費	207,175	305,218	△ 98,043
賃借料	4,467,550	3,520,482	947,068
諸謝金	7,707,530	6,740,785	966,745
委託費	18,493,065	18,671,480	△ 178,415
会議費	188,281	168,024	20,257
交際費	72,546	48,002	24,544
支払手数料	430,040	1,258,180	△ 828,140
ブロック活動費	2,019,525	1,938,027	81,498
租税公課	400	340,200	△ 339,800
雑費	51,100	117,560	△ 66,460
管理費	(10,097,368)	(9,448,111)	(△ 649,257)
給料手当	3,332,692	3,306,827	25,865
法定福利費	525,854	501,785	24,069
福利厚生費	60,567	121,429	△ 60,862
旅費交通費	158,195	166,450	△ 8,255
通信運搬費	188,394	192,382	△ 3,988
印刷製本費	134,200	145,200	△ 11,000
消耗品費	62,500	185,342	△ 122,842
賃借料	257,023	634,056	△ 377,033
地代家賃	3,036,000	3,036,000	0
委託費	532,202	0	532,202
会議費	19,561	26,490	△ 6,929
支払手数料	109,780	115,500	△ 5,720
支払報酬料	880,000	935,000	△ 55,000
租税公課	769,300	61,650	707,650
長期前払費用償却	20,000	20,000	0
雑費	11,100	0	11,100
経常費用計	87,198,367	96,502,226	△ 9,303,859
当期経常増減額	9,694,984	16,470,907	△ 6,775,923
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	9,694,984	16,470,907	△ 6,775,923
一般正味財産期首残高	41,238,314	24,767,407	16,470,907
一般正味財産期末残高	50,933,298	41,238,314	9,694,984
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	50,933,298	41,238,314	9,694,984

3. 正味財産増減計算書内訳表
2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	大阪府補助金等事業	本会事業	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取入会金	(0)	(0)	(2,060,000)	(0)	(2,060,000)
受取会費等	(0)	(0)	(20,760,000)	(0)	(20,760,000)
正会員受取会費	0	0	20,660,000	0	20,660,000
賛助会員受取会費	0	0	100,000	0	100,000
事業収益	(6,018,302)	(9,108,800)	(0)	(0)	(15,127,102)
受取補助金等	(57,449,000)	(1,000,000)	(0)	(0)	(58,449,000)
受取地方公共団体補助金	57,449,000	0	0	0	57,449,000
受取民間助成金	0	1,000,000	0	0	1,000,000
雑収益	(0)	(496,673)	(931,176)	(930,600)	(497,249)
受取利息	0	0	576	0	576
雑収入	0	496,673	930,600	930,600	496,673
経常収益計	63,467,302	10,605,473	23,751,176	930,600	96,893,351
(2) 経常費用					
事業費	(64,031,172)	(14,000,427)	(0)	(930,600)	(77,100,999)
給料手当	24,660,882	3,628,024	0	0	28,288,906
法定福利費	3,645,441	1,007,271	0	0	4,652,712
旅費交通費	2,056,990	273,705	0	0	2,330,695
通信運搬費	2,818,150	112,291	0	0	2,930,441
消耗品費	1,714,530	723,221	0	0	2,437,751
印刷製本費	1,788,896	1,001,250	0	0	2,790,146
図書新聞費	9,636	0	0	0	9,636
研修費	23,500	0	0	0	23,500
水道光熱費	0	207,175	0	0	207,175
賃借料	2,704,130	2,694,020	0	930,600	4,467,550
諸謝金	5,565,619	2,141,911	0	0	7,707,530
委託費	18,493,065	0	0	0	18,493,065
会議費	113,673	74,608	0	0	188,281
交際費	0	72,546	0	0	72,546
支払手数料	386,260	43,780	0	0	430,040
ブロック活動費	0	2,019,525	0	0	2,019,525
租税公課	400	0	0	0	400
雑費	50,000	1,100	0	0	51,100
管理費	(0)	(0)	(10,097,368)	(0)	(10,097,368)
給料手当	0	0	3,332,692	0	3,332,692
法定福利費	0	0	525,854	0	525,854
福利厚生費	0	0	60,567	0	60,567
旅費交通費	0	0	158,195	0	158,195
通信運搬費	0	0	188,394	0	188,394
印刷製本費	0	0	134,200	0	134,200
消耗品費	0	0	62,500	0	62,500
賃借料	0	0	257,023	0	257,023
地代家賃	0	0	3,036,000	0	3,036,000
委託費	0	0	532,202	0	532,202
会議費	0	0	19,561	0	19,561
支払手数料	0	0	109,780	0	109,780
支払報酬料	0	0	880,000	0	880,000
租税公課	0	0	769,300	0	769,300
長期前払費用償却	0	0	20,000	0	20,000
雑費	0	0	11,100	0	11,100
経常費用計	64,031,172	14,000,427	10,097,368	930,600	87,198,367
当期経常増減額	△ 563,870	△ 3,394,954	13,653,808	0	9,694,984
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 563,870	△ 3,394,954	13,653,808	0	9,694,984
一般正味財産期首残高				0	41,238,314
一般正味財産期末残高	△ 563,870	△ 3,394,954	13,653,808	0	50,933,298
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 563,870	△ 3,394,954	13,653,808	0	50,933,298

4. 財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
継続事業の前提に疑義はございません。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当する事項はございません。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当する事項はございません。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
該当する事項はございません。
 - (4) 引当金の計上基準
該当する事項はございません。
 - (5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
該当する事項はございません。
 - (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
3. 会計方針の変更
該当する事項はございません。
4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
該当する事項はございません。
5. 基本財産及び特定財産の財源等の内訳
該当する事項はございません。
6. 担保に供している資産
該当する事項はございません。
7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当する事項はございません。
8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
該当する事項はございません。
9. 保証債務
該当する事項はございません。
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当する事項はございません。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
看護学生インターンシップ事業費補助金	大阪府	0	5,640,000	5,640,000	0	一般正味財産
訪問看護実践研修事業費補助金	大阪府	0	35,695,000	35,695,000	0	一般正味財産
訪問看護ネットワーク・相互連携事業	大阪府	0	7,819,000	7,819,000	0	一般正味財産
訪問看護専門研修事業	大阪府	0	3,854,000	3,854,000	0	一般正味財産
人生会議相談対応支援事業	大阪府	0	4,441,000	4,441,000	0	一般正味財産
助成金	大阪府医師会	0	1,000,000	1,000,000	0	一般正味財産
合計		0	58,449,000	58,449,000	0	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当する事項はございません。
13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当する事項はございません。
14. 関連当事者との取引の内容
該当する事項はございません。
15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引
該当する事項はございません。
16. 重要な後発事象
該当する事項はございません。
17. その他
該当する事項はございません。

5. 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細
該当する事項はございません。

2. 引当金の明細
該当する事項はございません。

監査報告書

2024年5月17日

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
会長 長濱 あかし 殿

監事

前久保 邦昭



監事

森坂 佳代子



監事

雨師 みよ子



一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会定款第5章第26条の規定に基づき、2023年度(2023年4月1日～2024年3月31日)決算報告書について2024年3月31日現在並びに同日をもって終了する年度の会計状況と業務執行状況の監査を行った。

この監査は、証拠書類及び諸帳票等を資料とし、2024年5月15日及び5月17日に実施したので次の通り報告する。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧等、必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し業務報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

収入及び支出については適正に処理されており、業務執行の状況も妥当なものと認める。

以上

第2号議案

2024年度役員候補者一覧(案)

就任	役職	氏名	現職
再	理事	長濱 あかし	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会 会長
新	理事	(推薦待ち)	一般社団法人大阪府医師会 副会長
新	理事	(推薦待ち)	公益社団法人大阪府看護協会 常務理事
再	理事	高澤 洋子	よどきり訪問看護ステーション
再	理事	松井 由加里	シャローム訪問看護ステーション
再	理事	松本 康代	訪問看護ステーションCIL豊中
再	理事	山口 恵子	河内医師会訪問看護ステーション
再	理事	前川 たかし	一般社団法人大阪府医師会 理事
再	理事	山口 世志子	公益社団法人大阪府看護協会 地域包括ケア事業部 部長
新	理事	濱田 正美	高槻みらい訪問看護ステーション
再	理事	村田 一美	フリーステーション訪問看護ステーション
継続	理事	金田 京子	(医)和敬会訪問看護ステーションみなみ
継続	理事	村山 真弓	(医)恵生会めぐみ訪問看護ステーション
新	理事	長谷川 泰子	なないろ訪問看護ステーション
新	理事	大江 理恵	暁明館訪問看護ステーション
再	理事	山崎 京子	おかもと訪問看護ステーションつるみ
再	理事	竹島 祐代	東成区医師会訪問看護ステーション
再	理事	藏垣 信子	訪問看護ステーションありく平野
新	理事	堀川 勝子	フォーリーブス訪問看護ステーション
再	理事	宮川 光代	耳原訪問看護ステーションサテライトふれあい
新	理事	山尾 照代	訪問看護ステーションやすらぎ
継続	理事	津塩 昌子	(医)生長会ふちゅう訪問看護ステーション
新	理事	菊池 真理子	(医)葵会にしだJクリニック
継続	監事	森坂 佳代子	公益社団法人大阪府看護協会
新	監事	(推薦待ち)	一般社団法人大阪府医師会 監事
再	監事	雨師 みよ子	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会

2024年度役員候補者選考委員会報告書

報告日 2024年5月20日

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
会長 長濱 あかし 殿

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
役員候補者選考委員会
委員長 水取 恵子 

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会「役員候補者選考規程」に基づき提出された審査書類を基に役員候補者の審査を行った。

この審査は、役員候補者選考委員会にて2024年5月2日及び5月20日に実施したので委員会を代表し下記の通り報告する。

記

1. 審査方法の概要

ブロック推薦された2024年度理事候補者の各々が、役員候補者選考規程の別表2及び別表3の要件を満たし、当協会の理事候補者に適するかの審査を行った。

2. 審査結果

役員候補者選考委員の全員一致で以下の者を当協会の理事候補者に適すると判断し、合意した。

濱田 正美	高槻みらい訪問看護ステーション 管理者
長谷川泰子	なないろ訪問看護ステーション 管理者
大江 理恵	暁明館訪問看護ステーション 管理者
堀川 勝子	フォーリーブス訪問看護ステーション 管理者
山尾 照代	訪問看護ステーションやすらぎ 管理者
菊池真理子	医療法人葵会にしだJクリニック 管理者

以上

2024年度役員候補者選考委員会
委員長 水取 恵子
委員 大林 宏樹
委員 岩井 兵太

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
2023年度事業報告

スローガン：地域連携で全世代の命と暮らしを支え続ける訪問看護

【2023年度重点事項】

1. 地域で全世代を支えられる訪問看護ステーションの機能強化と地域連携の推進（SDGs3. 4. 11）
2. 専門職のキャリア継続への支援（SDGs4. 5. 8）
3. 訪問看護提供体制の安定化・推進に向けた他団体連携強化（SDGs3. 8. 11）
4. 感染症、災害時の訪問看護ステーション活動支援に関する事業（SDGs3. 11）

【事業計画】

事業計画は、定款第4条に列挙する事業に基づいて掲載する。

1. 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業
（訪問看護師・療法士・事務職員等対象）
2. 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業
3. 人材確保に関する事業
4. 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業
5. 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業
6. その他本会の目的達成をするために必要な事業

【事業報告】

定時総会開催2023年6月24日（土）大阪府看護協会ナースングアート大阪レモンホール

審議事項：2022年度事業報告、決算報告、役員変更、定款変更 承認

報告事項：2023年度事業計画、収支予算

2023年度会員数（目標事業所数 1,000事業所）

- ・正会員（施設会員）： 1033 事業所
- ・賛助会員（団体）： 2 団体
- ・賛助会員（個人）： 5 名

1. 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業（重点事項1.2）

1. 従事者の継続教育に関する事業

1-1. 専門領域別技術研修

1) 看護知識・技術研修

中堅訪問看護師研修A（Web） 6月19日・21日 受講者36名

中堅訪問看護師研修B（Web） 7月 4日・ 6日 受講者40名

中堅訪問看護師研修C（集合） 9月 6日・12日 受講者30名

2) 小児訪問看護に関わる技術研修の実施

(1) 小児訪問看護推進研修 Web+オンデマンド研修

申込総数：211名 当日受講：108名・アーカイブ視聴回数：238回

①事例から学ぶ～知って使えるアセスメント～：新井 茂登子氏：申込75名、動画視聴100回

②発達障害とリハビリテーション：錦織 忍氏：申込81名、動画視聴102回

③疾患のある児に対する愛着形成について：川野 由子氏：申込55名、動画視聴36回

(2) 2023年12月10日（土） Web（小児訪問看護委員会 企画・運営）

みんなで小児訪問看護を考える「小児の事例検討会」 4事例の発表とグループワークを実施
参加者：21名

3) 精神科訪問看護に関わる技術研修（精神科訪問看護委員会 企画・運営）

精神科訪問看護算定要件フォローアップ研修：2023年7月 8日（土）Web 参加者：95名

4) 終末期ケアに係る研修

在宅看取り～看取り期のケアのあり方を再考する～：2023年8月19日（土）集合 参加者：31名

1-2. 管理者研修の実施

1) 新任管理者研修

- (1) 初任コース《2日間》(2回/年) : 受講者合計118名
I期 66名(申込69名) II期52名(申込52名)

2) 管理者ステップアップ研修

- (1) 管理者実務実践コース《3日間》(2回/年) : 受講者合計71名
I期 45名(申込48名) II期26名(申込26名)
- (2) 管理者レベルアップコース《4日間》(1回/年) : 延べ合計89名(申込92名)
(内訳: 4日間19名、3日間11名、2日間3名、1日間7名)
- (3) 管理者経営コース I~IV《1日間》全4回実施: 受講者合計163名
7/15:38名(申込39名)、8/26:48名(申込52名)、10/14:30名(申込33名)、12/16:47名(申込49名)

1-3. 特定行為等への受講支援

- ・特定行為研修代替職員確保事業: 7件

2. 学術集会の開催

2-1. 第5回学術集会 開催日: 2023年10月28日(土) ハイブリッド(学術委員会企画・運営)

テーマ: 伝え合おう私たちの訪問看護~在宅ってやっぱりええやん~

参加者数: 216名(Web: 211名・会場: 5名)

ゲストスピーカー: ミミポポさん(利用者)

事例報告: 10演題 新卒訪問看護師育成研修課程修了者: 1演題

コメンテーター: 大阪公立大学看護学部地域包括ケア科学分野 教授 河野 あゆみ氏

○優秀演題: 「ミニメンタルステート検査(MMSE)を活用した認知症の新たな取り組み」
訪問看護ステーション帝塚山もも 阿部 華津子氏

2. 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業 (重点事項1.4)

1. 事業所運営基盤の整備に関する事業

1-1. 審査機関等との情報交換

近畿厚生局 5月29日

1-2. システムベンダーとの情報交換

Web請求に関連する情報交換 9月25日・3月29日

1-3. ICT導入支援(訪問看護連携システム導入支援事業)

ICT導入支援事業: 4件

1-4. BCP作成支援

訪問看護ステーションBCP(事業継続計画)策定研修会 集合

・2023年5月20日(土)参加者: 63名 / 2024年3月9日(土)参加者: 64名

1-5. 訪問看護実態調査の実施および分析と課題把握、政策提言等

訪問看護実態調査検討委員会(大学教員・訪問看護師・専門・認定看護師等)

1,224件/1,824件 回収率67.1%

(会員: 690件/924件: 74.7% 非会員: 534件/900件: 59.3%)

- ・調査結果はホームページに掲載

2. 適正化運営に関する事業

2-1. 電話実務相談(協会および教育ST)

内容: 府内訪問看護ステーション等から制度、運営、報酬請求についての電話相談窓口を設置

実施日: 電話・FAXにて受付 ①地域の教育ステーションにて対応: 505件

②当会実務相談員にて対応: 62件

2-2. 報酬制度改定対応研修

医療保険Web請求準備のための研修会: 11月10日(金) 参加者445名

2-3. 請求業務実務研修・相談対応

レセプト請求業務研修(Web) : 5月26日(金) 参加者203名

2-4. 精神科訪問看護基本療養費算定要件研修(3日間)

2023年8月4日(金)~6日(日) 受講者数: 86名

2024年2月2日(金)~4日(日) 受講者数: 107名

2-5. 療法士と看護師の連携推進支援(交流会)

訪問看護ステーションにおけるリハビリ対策検討部会企画・運営

テーマ: 「がん末期患者の希望を叶え、その経験が家族の絆を紡ぐことに繋がった事例」参加者: 49名

2-6. 感染症発生、まん延防止強化・虐待防止等運営に関する基準対応支援

ホームページ上に要項と取り組み事例を掲載

3. 人材確保に関する事業（重点事項1.3）

1. 新卒者の雇用および教育支援に関する事業

1-1. インターンシップ事業

- 1) 訪問看護一日職場体験：2023年7月4日（火）～9月29日（金）
参加者：72名（看護師養成大学10名、専門学校59名、未就業者 3名）
受入事業所：25事業所
- 2) 看護学生向け動画視聴の推進：視聴数304回（アンケート回答46名）
- 3) 事業方向チラシの作成と配布

1-2. 新卒訪問看護師育成事業

- 1) 新卒訪問看護師育成研修（スタート・プログラム）アセスメント研修他
開催時期2023年4月～2024年3月まで
○7期生1回/2月（回）開催 プログラム修了4名（年度当初5名）
○8期生1回/1月（回）開催 3名（年度当初7名）
- 2) 技術力向上研修
 - (1) 皮膚・ストマケア / 経管栄養法、在宅酸素療法・在宅人工呼吸療法
2023年9月6日（水）・12日（火） 集合 参加者：7名
 - (2) フィジカルアセスメント研修
2024年2月22日（木） 集合 参加者：6名
 - (3) 2023年度「新卒スタート・プログラム」総合事例報告会
2024年3月16日（土） 集合 修了者：4名 参加者：20名
- 3) 地域で取り組む新卒訪問看護師セミナーの開催
2024年2月18日（日） 集合 参加者：51名
テーマ：広がる新卒訪問看護師～大切な看護人材を地域で育成することに参加しよう～
講師：聖路加国際大学大学院 看護学研究科教授 山田 雅子氏
シンポジスト：山田雅子
弘川摩子 大阪府看護協会会長
奥田尚美 大阪府看護学校協議会会長
長濱あかし 大阪府訪問看護ステーション協会会長
- 4) 新卒訪問看護師スタートプログラム概要版 リーフレット作成（5,000部）

2. 新任看護師雇用支援に関する事業

2-1. 新任研修

- ・Ⅰ期 Web講義 2023年 5月9・11・16日 /Web技術研修 5月18日 参加者79名
- ・Ⅱ期 Web講義 2023年10月3・5・10日 /Web技術研修 10月12日 参加者48名
- ・Ⅲ期 Web講義 2024年2月13・15・20日 /Web技術研修 2月22日 参加者39名

2-2. 新任訪問看護師育成事業（間接補助事業） 14事業所：29名

2-3. 訪問看護体験研修：教育ステーションにて受入

2-4. 就職フェアへの参加

- 1) ナースセンター就職相談会への参加 7圏域
- 2) 看護職・介護職・医療従事者のための就職フェア参加 /株式会社大阪朝日広告社主催
2023年9月20日（水）・2024年3月3日（日） 梅田センタービル16階

3. 事務職員雇用に関する事業

3-1. 事務職員雇用事業：5件

4. その他事業

高校生の一日看護師体験の受入：15名、受入事業所：6事業所

4. 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業（重点事項3）

1. 関係団体との共同企画事業

1-1. 訪問看護シンポジウムの開催（医師会・看護協会との三団体共催）

2023年11月18日（土）ハイブリッド 参加者：85名（会場：17名 Web：68名）

テーマ：地域共生社会の実現を目指して

～地域で活動しよう！小さな仕事も社会を救う 働くことで社会と繋がる～

<基調講演>

「定年後の仕事の実態 一定年後の小さな仕事に着目してー」

リクルートワークス研究所 研究員／アナリスト 坂本 貴志氏

<シンポジウム>

テーマ「地域で活動しよう！小さな仕事も社会を救う 働くことで社会と繋がる」

田中 幸恵氏（北中島社会福祉協議会 会長）

西村 泉氏（公認OriHimeパイロット）

岩下由美子氏（大阪府看護連盟ゆうやけ会 会長）

1-2. 看護の日への参画

2023年5月 9日（火）看護PRバス出発式参加

2023年5月13日（土）看護の日イベント：大阪医科薬科大学：三島ブロックにてブースの企画・運営対応

1-3. 看護未来展への参画

2023年4月19日（水）～21日（金）

講演：林 ともこ氏：ただひとつの「いのち」との出会い～患者・家族の想いを添えて～（4月20日）

対象：府民 参加者：107名

1-4. 介護支援専門員協会との連携研修開催

第7回 介護支援専門員のための医療スキルアップ研修（大阪介護支援専門員協会共催）

2023年8月19日（土） 集合 参加者64名

テーマ：看取り研修～「死」から「生」を学ぶ～

2. 大阪府・大阪市他市区町・関係団体等への要望および委員派遣事業

2-1. 大阪府（2023年8月2日）と大阪市（2023年8月23日）への要望書提出

2-2. 委員等派遣

	委員会名	役職等	氏名
大阪府	大阪府医療審議会	会長	長濱 あかし
	大阪府医療審議会（在宅医療推進部会）	会長	長濱 あかし
	大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会	会長	長濱 あかし
	大阪府死因調査等協議会	会長	長濱 あかし
	大阪地域医療推進協議会	会長	長濱 あかし
	大阪府難病医療推進会議	副会長	松本 康代
	大阪府難病児者支援対策会議	会長	長濱 あかし
	大阪府災害福祉広域支援ネットワーク会議 DWAT	理事	山崎 京子
	大阪府がん対策推進委員会 緩和ケア推進ワーキング ・がん診療連携検討部会	事務局長	後藤 貴典
	大阪府がん対策推進委員会 緩和ケア推進ワーキング ・がん診療連携検討部会	副会長	高澤 洋子
	看護の日～ハートフル大阪 21～実行委員会	会長	長濱 あかし
	医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会	会長	長濱 あかし
医療的ケアをもつ重症心身障がい患者の移行期医療を考える懇話会	会長	長濱 あかし	
大阪府の治験環境に関する懇話会	会長	長濱 あかし	
大阪府介護労働懇談会	会長	長濱 あかし	
圏域・市町村	保健医療協議会（三島、豊能、北河内、中河内、大阪市、堺市、南河内、泉州）	各圏域理事	
	大阪市地域密着型サービス運営委員会	理事	山崎 京子
	大阪市在宅医療・介護推進会議	理事	米原 早苗
	大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議		絹川 美鈴
	大阪府がん診療ネットワーク協議会	副会長/ 理事他	高澤 洋子
			塩津 浩美
			横山 頼子
	堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会 ・ACP ワーキンググループ委員会	副会長	松井由加里
	堺市地域包括ケアシステム審議会	副会長	松井由加里
	堺市難病支援連絡会	以下は 圏域の理事 等出席	
	堺市在宅ケア継続支援事業		
	堺市障害支援区分認定審査委員会		
泉佐野市要保護児童対策地域協議会			
豊能医療圏がん医療ネットワーク協議会			
東大阪市介護認定審査会			
東大阪市医療的ケア児支援会議			
吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議			
大阪府富田林保健所管内 難病医療療養ネットワーク会議			

団 体	<理事推薦> 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 公益財団法人 日本訪問看護財団 公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 <委員等推薦> 大阪府看護協会事業運営委員会（大阪府看護協会） 大阪小児在宅医療連携協議会	会長 会長 理事	長濱あかし 長濱あかし 塩津 浩美
	大阪府ナースセンター運営協議会（大阪府ナースセンター） 小児の医療的ケア検討委員会（大阪府医師会） 医療モニター（大阪府医師会） 看護職リカレント教育事業実施委員会（大阪医科薬科大学）	会長 会長 副会長 副会長 副会長 理事 副会長	長濱あかし 長濱 あかし 松本 康代 松井 由加里 松本 康代 竹島 祐代 松本 康代
	<講師派遣> 健康サポート薬局に係る技能習得型研修会（大阪府薬剤師会） 小児在宅推進のための研修会（大阪府薬剤師会） ナースセンター復職応援セミナー 大阪府府民向け人生会議 公開講座（大阪府）	会長 副会長 副会長	長濱 あかし 松本 康代 高澤 洋子 林 佳美

2-3. その他連携会議・連携研修会等

- 1) 訪問看護支援センター機能拡充に向けた意見交換会開催（大阪府看護協会・医師会・行政）
会議回数：8回（4/11、6/2、8/10、9/4、11/28、12/7、2/7、3/26） 医師会面談：10月12日
- 2) 新卒看護師育成研修のための看護協会教育研修部との意見交換：5月1日
- 3) 大阪府看護学校協議会総会および第1回研修会：5月16日
- 4) 小児の在宅医療・看護連携懇談会：6月22日、11月16日
- 5) 都道府県看護協会・訪問看護連絡協議会合同会議（日本看護協会）：11月17日
- 6) 近畿訪問看護ステーション連絡会：12月16日（Web）
- 7) 全国訪問看護事業協会：都道府県訪問看護ステーション連絡協議会 交流会・グループ会議：7月13日（Web）
- 8) 都道府県人材育成事業（大阪府他、他団体参加）：1月21日
- 9) 新年互礼会への出席：大阪府・医師会・薬剤師会・理学療法士会・作業療法士会
- 10) 第14回大阪小児在宅医療を考える会（企画・運営）
2024年1月21日（土） テーマ：看護がつなぐ子どもの成長 参加者：167名（集合）

3. その他団体連携等事業

3-1. 後援名義使用承認

- 1) 第39回・第40回大阪地域医療連携合同協議会 大阪連携たこやきの会
大阪地域医療連携合同協議会
- 2) 第10回 メディカル ジャパン 大阪（医療・介護・薬局Week大阪）
株式会社メディカル ジャパン
- 3) 第28回日本在宅ケア学会学術集会 日本在宅ケア学会学術集会
- 4) 第37回大阪府作業療法学会 大阪府作業療法士会
- 5) 第14回大阪小児在宅医療を考える会 大阪市小児在宅医療連携協議会他
- 6) 第31回大阪呼吸ケア研究会 帝人ヘルスケア株式会社
- 7) 第44回近畿作業療法士学会 近畿作業療法士連絡協議会
- 8) 第16回日本医療マネジメント学会大阪支部学術集会

3-2. 海外からの視察

- ・7月5日 社）韓国夜間保護協会：15名 / 10月27日 韓国ソウル福祉局：3名
日本の訪問看護制度・看多機についての情報交換（会長・副会長・事務局）

3-3. 実習等の依頼調整

- 1) 2023年度 認定看護管理者教育課程セカンドレベル実習（藍野大学）調整：受講生：13名、12事業所

5. 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業（重点事項1.3.4）

1. 地域共生社会・地域包括ケア推進に向けた活動支援事業

1-1. 地域毎の行政連携の推進および強化

ブロック会および市区町村連絡会・教育ステーションが実施

1-2. 看護小規模多機能型居宅介護交流会（看護小規模多機能交流部会企画・運営）

2023年11月22日（水） Web 参加者：56名

テーマ：看多機を利用してみませんか？

1-3. ACP（人生会議）人材育成研修会の開催

大阪府内11ブロック 教育ステーションにて 合計23回開催

主に看護職対象に開催：延べ受講者数1,019名

1-4. 教育ステーション事業

大阪府内11ブロック、21事業所にて実施

	事業所名	ブロック名
1	済生会茨木訪問看護ステーション	三島ブロック（茨木市）
2	とんだ訪問看護ステーション	三島ブロック（高槻市）
3	あいの発達支援リハビリ訪問看護ステーション	三島ブロック（茨木市）
4	大阪医科薬科大学訪問看護ステーション	三島ブロック（高槻市）
5	いま訪問看護ステーション	豊能ブロック（吹田市）
6	ももの木訪問看護リハビリステーション	豊能ブロック（豊中市）
7	訪問看護ステーションアールドビープル	豊能ブロック（箕面市）
8	訪問看護ステーションしん	北河内ブロック（交野市）
9	関医訪問看護ステーション・香里	北河内ブロック（寝屋川市）
10	訪問看護ステーション彩	中河内ブロック（八尾市）
11	わかくさ老人訪問看護ステーション	中河内ブロック（東大阪市）
12	よどきり訪問看護ステーション	大阪市北ブロック（東淀川区）
13	エキスパートナーズ訪問看護ステーション	大阪市西ブロック（大正区）
14	訪問看護ステーションおおみち	大阪市東ブロック（城東区）
15	訪問看護ステーション東成おおみち	大阪市東ブロック（東成区）
16	天神の森訪問看護ステーション	大阪市南ブロック（西成区）
17	なにわ訪問看護ステーション	大阪市南ブロック（阿倍野区）
18	耳原訪問看護ステーションふれあい	堺ブロック（堺市北区）
19	シンシア訪問看護ステーション	堺ブロック（堺市中区）
20	（医）正雅会つじもと訪問看護ステーション	南河内ブロック（大阪狭山市）
21	ももの木訪問看護リハビリステーション貝塚	泉南ブロック（貝塚市）

1) 事業の内容と目的

訪問看護師の確保・育成・定着事業、及び身近な地域の訪問看護サービス向上、地域の実情に応じた研修、医療介護連携に関する事業を実施するために、大阪府訪問看護教育ステーションを11ブロックに21カ所設置。連携する訪問看護ステーション（協カステーション）と共同して次に掲げる事業を実施した。

2) 具体的な事業内容と結果

(1) 研修事業：91回（集合56/Web35）参加者総数：2,856名（集合1491名/Web1,365名）

ACP（人生会議）人材育成事業：23回（1,019人）

(2) 府民への相談支援事業：17回開催（DVD配布1回、チラシ配布1回）参加者数462名

(3) 訪問看護体験研修事業：121名実施（うち12名は管理者研修）

(4) 電話相談Q&A事業：505件

(5) コンサルテーション事業：40件（電話対応11件/対面対応29件）

(6) 地域のWeb環境推進事業（動画作成）：講義形式：12本 実演形式：5本

(7) 地域資源（ブロック内）情報集約

(8) 協カステーションの育成

協カステーション数：延べ126事業所 協カ看護師：65名

3) 事業広報チラシの作成と配布

2. 地域の災害対策との連携推進

2-1. 災害拠点ステーションの継続支援

・設置ステーションへの名称変更と大阪府を含めた連絡体制等の整備

連絡体制模擬訓練：1月17日実施 1月1日能登半島地震時に対応

2-2. 人工呼吸器装着者支援

・大阪府より「24時間人工呼吸器装着者の把握」依頼があり、アンケート調査施行2023年8月
回答率：653事業所（66.1%）人工呼吸器装着者有：190事業所（442名）重複あり

ブロック毎の人工呼吸器装着者数及び個別避難計画、拠点ステーション登録状況

ブロック	気切下人工呼吸器24時間使用者	NPPV（非侵襲）24時間使用者	災害時個別避難計画の策定状況	拠点ステーション登録の有無	発電機保有の有無	蓄電池保有の有無	訪問看護事業所複数対応の有無
三島	26	5	14	5	21	15	18
豊能	29	12	24	11	13	21	23
北河内	40	5	28	21	14	19	21
中河内	36	5	12	6	17	24	24
市北	33	5	14	10	7	19	25
市西	17	2	7	2	1	8	12
市東	10	6	6	3	6	4	7
市南	44	12	11	18	16	11	38
堺	57	15	19	6	15	28	42
南河内	40	9	21	18	21	13	29
泉南	31	3	12	6	10	18	22
合計	363	79	168	106	141	180	261

6. その他本会の目的達成をするために必要な事業

1. 広報活動事業

1-1. 広報誌ささえあいの発行

2023年7月 総会号2,500冊発行 2024年1月 新年号1,700冊発行

1-2. 訪問看護のご案内の発行

2023年9月 7,500冊発行

1-3. ホームページの運営

ホームページ閲覧数：全体36万件

ホームページ更新：随時

ホームページリニューアル検討：2024年7月に更新予定

1-4. 2024年度当会設立30周年（協会10周年）に向けた事業・記念誌作成等（2024年度内に発刊予定準備中）

2. 福利厚生に関する事業

2-1. 令和5年度 表彰者・表彰事業所

- ・憲法記念日知事表彰

米原 早苗氏（訪問看護ステーション帝塚山もも）

- ・看護功労賞

岩出 るり子氏（訪問看護ステーションみらい）

- ・ステーション表彰

高槻みらい訪問看護ステーション

（医）恵生会めぐみ訪問看護ステーション

シャローム訪問看護ステーション

3. 組織強化に向けた事業

3-1. 2023年度会員施設数

- ・正会員（施設会員）1,033ST
- ・賛助会員（団体）2団体
- ・賛助会員（個人）5名

3-2. 発送

郵送回数 会員事業所：12回 非会員事業所：3回

3-3. 協会BCPの策定およびセキュリティ強化

3-4. Web研修体制の整備および継続

3-5. ブロック会の活動推進

11ブロック全ての地域で、管理者会・役員会・研修会を集合またはWebにて実施

<三島ブロック> 68事業所 『(SDG ‘sを意識して) ギュッと熱く！つながり続ける三島ブロック』

《会議》 役員会 3回 管理者会 5回

《研修会》 ・9/23 事例発表会

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

○看護協会との連携 ・看護協会府北支部会議参加

<豊能ブロック> 100事業所 『災害時連携最強 豊能ブロック』

《会議》 役員会 2回 管理者会 6回

《その他会議》 各市訪問看護ステーション連絡会/適宜開催

《研修会》 ・12/15 第1回豊能ブロックリレーションシップ (医療機関地域連携室とブロック役員との交流会)

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

<北河内ブロック> 119事業所 『目指せ!! 300、人生会議』

《会議》 役員会 4回 管理者会 6回

《その他会議》 各市訪問看護ステーション連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

○看護協会との連携 ・看護協会北東支部会議参加

<中河内ブロック> 107事業所 『対面コミュニケーションで深める中河内』

《会議》 役員会 4回 管理者会 4回

《その他会議》 各市看看連携会議/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

<市北ブロック> 81事業所 『進もう、広がろう、一丸となれ』

《会議》 役員会 7回 管理者会 5回 市北スクラム会議 2回

《その他会議》 各区訪問看護ステーション連絡会、医介推進会議、多職種連絡会議 /適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

<市西ブロック> 49事業所 『繋がり助け合い』

《会議》 役員会 7回 管理者会 5回

《その他会議》 各区訪問看護ステーション連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

<市東ブロック> 115事業所 『変わり続ける つながり続ける 人と町』

《会議》 役員会 10回 ブロック総会 1回

《研修会》 ・11/24 多職種連携研修

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

<市南ブロック> 135事業所 『地域とつながり地域と共に生きる訪問看護を目指そう』

《会議》 役員会 6回 管理者会 4回

《その他会議》 各区訪問看護ステーション連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業協力

<堺ブロック> 100事業所 『つながりみえる堺の訪問看護』

《会議》 役員会 3回 管理者会 4回

《その他会議》 施設連絡会支部会議 各区管理者会 適宜開催

《研修会》 ・7/21 事例発表会 ・8/26 災害図上訓練(DIG)を学ぼう! ・10/4 エンゼルケアについて

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

<南河内ブロック> 64事業所 『つながり、支え、地域を守る南河内』

《会議》 役員会 6回 管理者会 6回

《その他会議》 各市での連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

<泉南ブロック> 62事業所 『ひとつになって前進しよう泉南ブロック』

《会議》 役員会 7回 管理者会 7回

《その他会議》 各市地域連携会議/適宜開催

《研修会》 ・7/22 BCP 策定研修 ・11/11 連携型 BCP 研修

○教育ステーション事業、人生会議 (ACP) 支援人材育成事業への協力

3-6. 広告協賛

郵送への広告封入：8件 / 広報誌への広告掲載：1件

4. 運営に関する事業

4-1. 定時総会の開催 1回/年 6月24日（土）ナーシングアート大阪 レモンホール

4-2. 理事会の開催 6回/年

第1回	2023年 7月13日	総会報告、新役員紹介、理事の役割分担他
第2回	2023年 9月 7日	訪問看護シンポジウム（案）の報告、大阪府・市要望に関する件報告他
第3回	2023年11月 9日	表彰候補者及び事業所 承認
第4回	2024年 1月11日	2023年度修正予算（案）、役員の職務規程変更（案）承認
第5回	2024年 3月 7日	2024年度事業計画（案）、2024年度予算（案）承認
第6回	2024年 5月24日	2023年度事業報告（案）、決算報告（案）、2024年度役員変更（案） ブロック規程変更（案）、会議体規程（別紙）変更（案）承認

4-3. 三役会の開催 6回/年

第1回	2023年 5月11日	2022年度第7回理事会議案検討	2023年度定時総会関係他
第2回	2023年 6月29日	2023年度第1回理事会議案検討	2023年度定時総会関係他
第3回	2023年 8月17日	2023年度第2回理事会議案検討	ACP研修の進捗状況他
第4回	2023年10月12日	2023年度第3回理事会議案検討	修正予算提出延期、看護未来展他
第5回	2023年12月21日	2023年度第4回理事会議案検討	2023年度修正予算、2024年度事業計画他
第6回	2024年 2月16日	2023年度第5回理事会議案検討	2024年度会議予定、役員改選他
第7回	2024年 5月 9日	2023年度第6回理事会議案検討	総会関係議案他

4-4. 業務執行会議の開催 23回/年

4-5. 運営委員会の開催 6回/年

第1回	2023年 4月12日	理事会報告、活動報告、新委員紹介、ブロック会・委員会活動手引き
第2回	2023年 7月19日	理事会報告、定時総会報告、事業計画報告、活動報告、
第3回	2023年 9月13日	理事会報告、推進事業説明、大阪府・市要望、アンケート関係他
第4回	2023年11月15日	理事会報告、治験関係、大阪府支援金事業関係、次年度教育ステーション
第5回	2024年 1月17日	理事会報告、推進事業関係、理事候補者推薦について
第6回	2024年 3月13日	理事会報告、実態調査報告、推進事業報告、次年度会議日程と場所について

4-6. 各委員会・部会の開催：担当副会長と理事により調整

- 1) 学術委員会：10回/年+臨時2回（集合7回 Web5回）
- 2) 広報委員会：7回/年（集合7回）
- 3) 小児訪問看護委員会：7回/年（集合4回 Web2回 ハイブリッド1回）
- 4) 精神科訪問看護委員会：6回/年（集合5回 Web1回）
- 5) 訪問看護災害対策検討委員会：6回/年+臨時4回（集合5回 Web5回）
・拠点ST会議1回 ・1.17訓練大阪府との意見交換会1回
- 6) 訪問看護実態調査検討委員会：8回/年（Web8回）
- 7) 小児訪問看護推進部会：2回/年（Web2回）
《他団体との連携》
大阪小児の在宅医療を考える会（年1回）/小児の在宅医療・看護連携懇談会（年2回）
- 8) 精神科訪問看護推進部会：2回/年（集合2回）
- 9) 新卒訪問看護師育成事業部会：6回/年+臨時1回（集合3回 Web4回）
- 10) 訪問看護ステーションにおけるリハビリ対策検討部会：6回/年（集合2回 Web3回 ハイブリッド1回）
- 11) 看多機交流会：6回/年（集合1回 Web4回 ハイブリッド1回）

4-7. その他

- ・受託補助事業者審査：2023年度 教育ステーション受託事業者審査会 2023年3月13日
- ・選定委員会：2023年度役員候補者選定委員会 2023年4月28日
- ・大阪府看護協会と協力しパルスオキシメーターを府内訪問看護事業所へ配布
- ・大阪府健康医療部生活衛生室 薬務課：治験に関するアンケート調査への協力
- ・大阪府健康医療部健康医療室 感染症対策企画課：感染症法に基づく新興感染症の発生及びまん延時における医療措置協定締結への協力

5. 自宅療養者に対する健康観察及び療養支援業務

- ・実施期間：2023年4月1日～5月14日
- ・実施地域：大阪府保健所管轄、大阪市保健所、堺市、豊中市、吹田市、寝屋川市、高槻市、東大阪市、八尾市（枚方市は独自事業として実施）
- ・登録ステーション数：256件
- ・健康観察患者数等

	2023年4月	2023年5月	計
患者数（延べ患者数）	51	17	68
自宅患者数	34	17	51
施設等患者数	17	0	17
世帯数（延べ世帯数）	33	17	50
対応訪問看護事業所数（延べ事業所数）	19	10	29
稼働訪問看護師数（延べ看護師数）	53	18	71

1. 大阪府訪問看護推進事業（再掲）

1) 訪問看護師の資質向上に係る事業

(1) 訪問看護実践研修事業

①訪問看護支援センター事業

府内の訪問看護ステーションの支援および教育ステーション事業支援

- ・従事者の資質向上研修および新卒訪問看護師育成研修の企画・運営、相談対応

②教育ステーション事業

府内21ステーションに設置

③新任訪問看護師育成事業

間接補助事業：29名（14事業所）

(2) 訪問看護専門研修事業

①管理者研修 初任・スキルアップ・経営等と段階別実施

②小児訪問看護推進研修 分野別に3回実施

(3) 看護学生インターンシップ事業

- ・訪問看護一日職場体験研修：72名参加 動画視聴：304名

2) 訪問看護ネットワーク事業

実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

(1) 訪問看護相互連携事業：1件

(2) 規模拡大・機能強化推進事業

①特定行為研修等の代替職員確保支援事業：7件

②事務職員等の雇用支援事業：5件

③訪問看護連携システム導入支援事業：4件

2. 大阪府補助事業

A C P 支援実践人材育成研修事業

- ・本会：1回および府内11ブロックにて22回（合計23回）実施：1,019名参加

3. 大阪府受託事業

1) 大阪府訪問看護ステーション実態調査

(1) 調査期間：2023年8月10日～9月19日

(2) 発送数1,824件（会員事業所：924件 非会員事業所：900件）

(3) 回答数1,224件 回答率67.1%（会員：690件 74.7% 非会員：534件 59.3%）

(4) 調査結果：ホームページ掲載中

2) 自宅療養者に対する健康観察及び療養支援業務

- ・実施期間：2023年4月1日～5月14日

- ・延べ患者数：68名 / 延べ看護師数：71名

2024年度 大阪府訪問看護ステーション協会 事業計画

大阪府訪問看護ステーション協会は、2030年までにSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成実現に向けて、本会の事業計画と関連付け、従事者のSDGsに対する関心と行動を喚起し、訪問看護・リハビリテーションの力で健康な社会を実現することに努めて参ります。

今年度は、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬が改定され診療報酬のオンラインも義務化されるなど、大きな動きがあります。

訪問看護の利用者ニーズは、ターミナルケア、緩和ケア、難病、小児、精神疾患、認知症等と多様であり、医療的ケアを必要とする重度利用者也増え、命と生活の両方を支えることのできる訪問看護は地域で重要な役割をはたしています。また、これらに対応できる訪問看護師と、休日・夜間の24時間対応体制の恒常的サービス提供可能な事業所が求められます。

この数年間、大阪府においては訪問看護の新規事業所が増え続けています。しかし、一方では、休廃止数が多く、職員の離職率も高く、常勤看護師3人～5人の小規模事業所が全体の約3割（2023年度大阪府訪問看護実態調査）です。訪問看護事業の安定したサービス継続のため、従事者教育・運営強化・人材確保等事業所への継続的支援は協会に求められる役割だと考えます。

さて、当会は今年、大阪府訪問看護ステーション連絡会として発足から30年、一般社団法人化から10年を迎えます。従事者のキャリア形成、受講支援に向けて研修のラダー化、ホームページのリニューアル等を行い、会員の皆様へのサービス強化に努めたいと思います。

スローガンは「**地域連携で全世代の命と暮らしを支え続ける訪問看護**」です。

今年度は、以下の3点を重点事業として事業計画を立案します。

重点事業

1. 全世代を支える訪問看護ステーションの運営支援と地域での連携推進支援（SDGs3.11）
2. 専門職の育成の継続と個々のキャリア形成への支援（SDGs4.5.8）
3. 訪問看護提供体制の安定化・推進に向けた他団体との連携強化（SDGs3.8.11）

重点事業に係るSDGs5つの目標

SDGs 3 「すべての人に健康と福祉を」

SDGs 4 「質の高い教育をみんなに」

SDGs 5 「ジェンダー平等を実現しよう」

SDGs8 「働きがいも経済成長も」

SDGs11 「住み続けられるまちづくりを」

事業計画

事業計画は、定款第4条に列挙する事業に基づいて掲載する。

1. 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業
(訪問看護師・療法士・事務職員等対象)
2. 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業
3. 人材確保に関する事業
4. 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業
5. 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業
6. その他本会の目的達成をするために必要な事業

事業項目	事業内容
1. 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業 (重点事業2)	
1.従事者の育成およびキャリア形成支援のための教育に関する事業	1-1.新任訪問看護師研修 ①訪問看護に必要な知識等研修 ②訪問看護に依頼の多い医療ケア研修 1-2.専門領域別研修 (対象：看護師・療法士) ①看護技術研修 (栄養・口腔ケア、皮膚排泄ケア、呼吸器関連ケア) ②看護師と療法士による小児・精神科・緩和ケア・認知症・神経筋疾患等研修 ③事例から学ぶ専門領域研修 (小児・精神等) ④訪問看護体験研修・コンサルテーションの推進 ⑤病院と訪問看護ステーションの相互連携研修 1-3.管理者研修 (対象：管理者・主任等・経営者) ①新任管理者研修 ②管理者ステップアップ研修 1-4.特定行為等への受講支援 (特定行為研修代替職員確保事業) 1-5.学術集会の開催 ①事例報告 ②教育講演等 1-6.研修体系の評価、再考、更新 訪問看護まなびプロジェクト会議開催
2. 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業 (重点事業1)	
1.事業所運営基盤の整備に関する事業	1-1.審査機関等との情報交換 1-2.システムベンダーとの情報交換 1-3.ICT 導入支援 1-4.BCP 作成および運用支援 1-5.訪問看護実態調査の実施および分析と課題把握、政策提言等
2.適正化運営に関する事業	2-1.電話実務相談 (協会および教育 ST) 2-2.報酬制度改定対応研修 2-3.請求業務実務研修・相談対応 2-4.精神科訪問看護基本療養費算定要件研修 2-5.療法士と看護師の連携推進支援 (交流会) 2-6.感染症発生、まん延防止強化・虐待防止等運営に関する基準対応支援 2-7.その他マニュアル等整備に関する支援

3. 人材確保に関する事業（重点事業 1.2）	
1.新卒者の雇用および教育支援に関する事業	1-1.インターンシップ事業（職場体験・動画視聴） 1-2.新卒訪問看護師育成事業 新卒訪問看護師育成に係る研修費補助 ① 新卒訪問看護師スタートプログラム研修 ② 病院等施設研修 ③ 緊急時対応（フィジカルアセスメント）研修 1-3.新卒セミナーの開催
2.新任看護師雇用推進および定着支援に関する事業	2-1.新任訪問看護師育成事業 2-2.訪問看護体験研修（教育 ST） 2-3.就職フェアへの参加（ナースセンター・その他）
3.事務職員雇用に関する事業	3-1.事務職員雇用事業
4. 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業（重点事業 3）	
1.関係団体との共同企画事業	1-1.訪問看護シンポジウムの開催（医師会・看護協会） 1-2.看護の日への参画 1-3.看護未来展への参画 1-4.訪問看護支援センター機能の拡充
2.大阪府・大阪市への要望	2-1.大阪府・大阪市への要望書提出
3.大阪府・大阪市・市区町村・その他関係団体、審議会等への委員派遣	3-1. 関係団体等委員会への委員派遣、発言、報告
5. 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業（重点事業 1）	
1.地域共生社会・地域包括ケア推進に向けた活動支援事業	1-1.各地域の行政連携の推進および強化（介護課題の情報共有等） 1-2.看護小規模多機能型居宅介護交流会 1-3.ACP 支援人材育成研修会の開催（医療・介護） 1-4.教育ステーション事業の実施
2.災害時の療養者等支援事業および地域との連携推進支援	2-1.設置ステーションの活動支援 2-2.災害時連絡体制確認および対応訓練の実施 2-2.事業所・地域連携型 BCP 作成支援
3.訪問看護多機能事業所の支援事業	3-1.看護小規模多機能型居宅介護等多機能事業所の設置推進 3-2.利用推進に向けた交流会・研修会開催
6. その他本会の目的達成をするために必要な事業	
1.広報活動事業	1-1.広報誌ささえあいの発行（年 2 回） 1-2.訪問看護のご案内の発行（年 1 回） 1-3.ホームページの運営 1-4. 30 周年（協会 10 周年）事業・記念誌作成等
2.福利厚生に関する事業	2-1.表彰者・表彰事業所の推薦（看護功労章・憲法記念日知事表彰・ステーション表彰）
3.組織強化に向けた事業 ・組織強化に向けた PR 活動 ・ブロック活動の活性化	3-1.会員事業所の増加：目標会員数 1100 事業所 3-2.協会 BCP の運用 3-3.オンライン研修体制の継続と整備 3-4.ブロック会の活動推進および事業所間ネットワークの推進支援 3-5.広告協賛
4.運営に関する事業 ・会議等の開催	4-1.定時総会の開催 1 回/年 6 月 29 日 4-2.理事会の開催 6 回以上/年 4-3.三役会の開催 6 回以上/年 4-4.業務執行会議の開催 24 回/年以上 4-5.運営委員会の開催 6 回以上/年 4-6.各委員会・部会の開催： 担当副会長と理事により調整 6 回程度/年

大阪府からの受託等に伴う研修等事業（再掲）

項目	事業内容
<p>大阪府訪問看護推進事業</p> <p>1. 訪問看護実践研修事業</p> <p> ① 訪問看護支援センター事業</p> <p> ② 教育ステーション事業</p> <p> ③ 新任訪問看護師育成事業</p> <p>2. 訪問看護専門研修事業</p> <p>3. 看護学生インターンシップ事業</p> <p>4. 訪問看護ネットワーク事業</p> <p> ① 訪問看護相互連携事業</p> <p> ② 規模拡大推進事業</p> <p> ア) ICT 導入支援</p> <p> イ) 事務職員等の雇用</p> <p> ウ) 特定行為研修等</p> <p>補助事業</p> <p>・ ACP 支援実践人材育成研修事業</p> <p>・ 在宅患者災害時支援対策整備事業</p> <p>受託事業</p> <p>・ 大阪府訪問看護ステーション実態調査事業</p>	<p>1.訪問看護実践研修事業</p> <p>①訪問看護支援センター事業</p> <p> ア) 訪問看護師の質向上につながる研修の実施</p> <p> 疾患等別、看護師と療法士対象研修</p> <p> ・緩和ケア・小児・精神・認知症・神経筋等</p> <p> イ) 電話相談による事業所運営支援・府民支援</p> <p> ウ) 教育ステーション事業のサポート</p> <p>②教育ステーション事業</p> <p>大阪府内 22 事業所</p> <p>・ ACP 支援人材育成研修の実施</p> <p>・ OJT/コンサル・研修・相談等の実施</p> <p>③新卒訪問看護師育成研修</p> <p>・ 新卒訪問看護師スタートプログラム</p> <p>・ 病院等施設研修</p> <p>・ 緊急時対応研修（フィジカルアセスメント）</p> <p>・ 雇用事業所支援</p> <p>④新任訪問看護師育成事業（間接補助事業）</p> <p>2.訪問看護専門研修事業</p> <p>①管理者研修</p> <p>②小児訪問看護推進研修</p> <p>3.看護学生等インターンシップ事業</p> <p>4.訪問看護ネットワーク事業</p> <p>①訪問看護相互連携事業</p> <p>②システム導入・規模拡大推進事業</p> <p> ア) ICT 導入支援</p> <p> イ) 事務職員等の雇用</p> <p> ウ) 特定行為研修等</p> <p>③在宅患者災害時支援対策整備事業</p> <p>・ 府内 11 ブロック教育ステーションによる ACP 支援実践人材育成研修の開催 1 ブロック 100 人/年</p> <p>・ 設置ステーション支援 大阪府内〇〇台</p> <p>・ 定期点検・研修開催・利用者登録推進</p> <p>・ 訪問看護実態調査検討委員会にて実施</p> <p> 年 1 回 大阪府内全訪問看護事業所への調査</p>

報告事項 3

2024年度 正味財産増減 予算

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：円)

科 目	2024年度予算(案)	2023年度修正予算	2023年度予算	増減
I 一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
受取会費	(24,042,000)	(22,820,000)	(21,722,000)	(1,222,000)
正会員受取会費	22,000,000	20,660,000	20,000,000	1,340,000
賛助会員受取会費	112,000	100,000	112,000	12,000
入会金	1,930,000	2,060,000	1,610,000	△ 130,000
事業収益	(17,140,000)	(15,442,302)	(25,415,000)	(1,697,698)
研修受講料等	16,148,000	13,347,200	20,000,000	2,800,800
コロナ対策事業	0	1,103,102	0	△ 1,103,102
ACP支援実践人材育成事業	0	0	4,441,000	0
実態調査	992,000	992,000	974,000	0
受取補助金等	(58,449,000)	(58,449,000)	(46,634,000)	(0)
受取大阪府補助金等	53,008,000	53,008,000	45,634,000	0
ACP支援実践人材育成事業	4,441,000	4,441,000	0	0
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
雑収益	(701,000)	(501,000)	(1,801,000)	(200,000)
受取利息	1,000	1,000	1,000	0
雑収益	700,000	500,000	1,800,000	200,000
経常収益計	100,332,000	97,212,302	95,572,000	3,119,698
(2)経常費用				
事業費	(86,101,000)	(85,201,000)	(83,603,000)	(900,000)
給料手当	34,000,000	34,000,000	34,000,000	0
法定福利費	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0
福利厚生費	50,000	50,000	50,000	0
旅費交通費	2,000,000	2,000,000	2,300,000	0
通信運搬費	3,200,000	3,200,000	3,200,000	0
消耗品費	2,000,000	2,000,000	2,300,000	0
修繕費	20,000	20,000	20,000	0
印刷製本費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
図書新聞費	50,000	50,000	80,000	0
研修費	50,000	50,000	130,000	0
水道光熱費	300,000	300,000	300,000	0
賃借料	5,000,000	5,000,000	4,000,000	0
諸謝金	8,000,000	8,000,000	8,000,000	0
委託費	20,000,000	20,000,000	18,800,000	0
会議費	180,000	180,000	180,000	0
交際費	150,000	150,000	150,000	0
支払手数料	400,000	400,000	400,000	0
ブロック活動費	2,100,000	2,000,000	1,890,000	100,000
租税公課	1,000	1,000	3,000	0
雑費	900,000	100,000	100,000	800,000
管理費	(11,846,000)	(11,696,000)	(11,696,000)	(150,000)
給料手当	3,800,000	3,800,000	3,800,000	0
法定福利費	550,000	550,000	550,000	0
福利厚生費	100,000	100,000	100,000	0
旅費交通費	150,000	150,000	150,000	0
通信運搬費	200,000	200,000	200,000	0
印刷製本費	80,000	80,000	80,000	0
消耗品費	150,000	150,000	50,000	0
賃借料	650,000	650,000	650,000	0
地代家賃	3,050,000	3,050,000	3,050,000	0
諸謝金	50,000	50,000	50,000	0
委託費	530,000	530,000	530,000	0
会議費	50,000	50,000	50,000	0
支払手数料	100,000	100,000	100,000	0
支払報酬料	1,166,000	1,166,000	1,166,000	0
租税公課	1,150,000	1,000,000	1,100,000	150,000
長期前払費用償却	20,000	20,000	20,000	0
雑費	50,000	50,000	50,000	0
経常費用計	97,947,000	96,897,000	95,299,000	1,050,000
当期経常増減額	2,385,000	315,302	273,000	2,069,698
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,385,000	315,302	273,000	2,069,698
一般正味財産期首残高	34,748,598	34,433,296	34,433,296	315,302
一般正味財産期末残高	37,133,598	34,748,598	34,706,296	2,385,000
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	37,133,598	34,748,598	34,706,296	2,385,000

(注) 2024年度予算の内、事業費の雑費には30周年式典費用が含まれています。

**2024年度 大阪府訪問看護ステーション協会
施設会員入会状況 (4/30 現在)**

正会員(施設会員)

ブロック	3月末 会員数	退会	更新施設	新規	4/30現在 会員数
三 島	68	2	47	3	50
豊 能	100	1	78	3	81
北河内	119	1	100	3	103
中河内	107	3	78	2	80
市 北	81	6	57	4	61
市 西	49	2	37	3	40
市 東	115	3	85	5	90
市 南	135	1	97	7	104
堺	100	2	81	8	89
南河内	64	0	55	4	59
泉 南	62	1	45	1	46
合 計	1000	22	760	43	803

4/30現在 会員登録数 803施設

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、訪問看護事業に関する研修や情報交換、調査研究、関連団体との連携強化などを行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、府民の保健福祉医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業
- (2) 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業
- (3) 人材確保に関する事業
- (4) 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業
- (5) 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業
- (6) その他本会の目的達成をするために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この法人の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した大阪府内の指定訪問看護事業所(サテライトを含む)及びみなしの医療機関

(2) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助するため入会した関係団体、一般団体及び個人

2 前項の正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第3項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員及び賛助会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に附議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 総会における議決権は、会員1名につき、1個とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は会員である代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議で選出された議事録署名人2名が記名押印する。

(総会運営規則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、6名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法91条第1項第1号の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 常勤の理事について報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価をいう)を支給するものとする。

- 2 常勤理事の報酬等限度額は社員総会において決定し、理事会において具合的支給額を決定する。
- 3 前項に関わらず、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 この法人は、役員等の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第31条 この法人に、次の顧問を置き、本会の運営や訪問看護に関する助言を受ける。

- (1)大阪府医師会会長
- (2)学識経験者
- 2 学識経験者の顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 学識経験者の任期は、役員の任期に準じる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。但し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により 各理事が招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議及び報告の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が、記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務専任担当者を置く。

3 事務専任担当者は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 ブロック組織

(設置等)

第42条 この法人は第3条に規定する目的を達成するため、ブロックを設置する。

2 ブロックの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属

明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 公告の方法

(公告方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第51条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第52条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 伊藤ヒロコ
設立時理事 茂松茂人
設立時理事 榮木教子
設立時理事 森俊文
設立時理事 中尾正俊
設立時理事 武本優次
設立時理事 雨師みよ子
設立時理事 岡本まつ江
設立時理事 立石容子
設立時理事 長濱あかし
設立時理事 横手喜美恵
設立時理事 高澤洋子
設立時理事 矢田みゆき
設立時理事 中山マキ子
設立時理事 井坂徳子
設立時代表理事 伊藤ヒロコ
設立時監事 北村俊雄
設立時監事 増田えみ

(設立時社員の氏名又は事業所名及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 大阪府大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号
設立時社員 一般社団法人大阪府医師会
住所 大阪府大阪市常城東区鳴野西二丁目5番25号
設立時社員 公益社団法人大阪府看護協会

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会の設立のため、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年2月24日

設立時社員 一般社団法人大阪府医師会
代表理事 伯井俊明

設立時社員 公益社団法人大阪府看護協会
代表理事 伊藤ヒロコ

平成30年6月30日 第5条及び第23条を変更
令和2年6月27日 第23条第2項を変更
令和4年5月26日 第29条を変更
令和5年6月24日 第3条及び第4条を変更